

令和 7 年度介護保険事業の決算について

急速に高齢化が進む中、老後の最大の不安要因である「介護」の問題を社会全体で支える介護保険制度が平成 12 年 4 月 1 日より施行された。平成 18 年 4 月には、予防重視型システムへの転換や新たなサービス(地域密着型サービス)体系の確立などを盛り込んだ介護保険制度の改正が行われ、平成 27 年度には、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引上げや予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行されるなどの改正が行われた。

保険者として、令和 5 年度に策定した平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第 9 期])(令和 6 年度～令和 8 年度)に沿って、介護保険制度の円滑な運用に努めた。

1 被保険者の資格管理

市内に住所を有する者のうち、65 歳以上となる第 1 号被保険者台帳を作成し、これにより資格や賦課、徴収等に関する情報を記載し、異動等があればそれぞれの履歴管理をした。第 1 号被保険者は、令和 7 年 3 月 31 日現在 74,033 人であったが、令和 8 年 3 月 31 日では 74,419 人と、386 人の増となった。

第 1 号被保険者の異動状況

(単位 人)

資 格 取 得				資 格 喪 失			
転入	65 歳到達	その他	計	転 出	死 亡	その他	計
655	2,952	106	3,713	418	2,858	51	3,327

2 要介護認定・要支援認定に関する事務

介護給付及び予防給付を受けようとする被保険者は、要介護又は要支援の認定を受ける必要があるため、医療・保健及び福祉の各分野から委嘱された 56 名(8 合議体で区分)で構成される介護認定審査会において、認定にかかる審査及び判定を行った。

令和 7 年度における認定申請書の受理件数は 11,064 件で、介護認定審査会を延べ 290 回開催し、認定調査結果や主治医の意見書に基づき、11,053 件の審査判定(認定)を行った。

平成 18 年度の制度改正により、要介護状態区分が予防的な対策が必要な「要支援 1・2」、介護が必要な「要介護 1～5」に区分されている。

(1) 申請件数

新 規	更 新	変 更	計
3,747	5,360	1,957	11,064

(2) 審査判定(認定)件数

区 分	非該当	要支援 1	要支援 2			
件 数	87	1,423	1,073			
区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
件 数	2,507	1,827	1,566	1,462	1,108	11,053

3 保険料の徴収に関する事務

第1号被保険者の保険料は、政令で定める基準にしたがい、市が定めた保険料率により算定した額を徴収した。

第2号被保険者は各医療保険者が医療保険に上乗せして徴収し、社会保険診療報酬支払基金を経由して交付金を受けた。

(1) 第1号被保険者所得段階別状況

区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階
人数	10,775	5,493	4,810	8,573	10,143	1,746	6,190	5,138	4,570	3,268	6,799

第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階	第17段階	合 計
2,442	1,603	1,444	382	478	565	74,419

(2) 保険料賦課徴収状況

保険料は、年金保険者（日本年金機構等）が支払う公的年金からあらかじめ天引きする特別徴収と、口座振替または納付書で直接徴収する普通徴収の方法により徴収した。

（令和8年5月31日現在）

区分	調 定 額	収 納 額	還付 未済額	実収納額	未 納	収納率
特別 徴収	4,933,763,665 円	4,937,649,136 円	3,885,471 円	4,933,763,665 円	0 円	100.0%
普通 徴収	625,411,228 円	587,834,472 円	309,391 円	587,525,081 円	37,886,147 円	93.94%
計	5,559,174,893 円	5,525,483,608 円	4,194,862 円	5,521,288,746 円	37,886,147 円	99.32%

4 保険給付に関する事務

保険給付は居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに大別される。このうち居宅サービスは、要介護度に応じた支給限度額の範囲内でサービスが受けられる訪問通所と短期入所サービスの他、福祉用具購入費や住宅改修費などのサービスがあり、利用者の心身の状況や環境に応じ、本人の選択に基づいた適切なサービスを提供した。

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を継続するため、身近な生活圏域（市内13圏域）ごとに小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護などのサービスを提供した。

施設サービスは、原則自己負担となっている入所者の食費・居住費について、低所得者に対して、過重な負担とならないように保険給付を補う制度が設けられている。

なお、「要支援1」、「要支援2」の利用者に対しては、介護保険の基本理念である自立支援の観点から、生活機能の維持・向上を目指す介護予防サービスとして提供した。また、事業者からのサービス費の請求の審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会に委託した。

(1) 保険給付の受給状況

(令和8年3月末現在)

区 分	要支援 1		要支援 2		小 計		経過的要介護
介護認定の状況	1, 950 人		1, 514 人		3, 464 人		0 人
区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	小計	
介護認定の状況	3, 088 人	2, 758 人	2, 108 人	1, 776 人	1, 077 人	10, 807 人	
要支援 1～要介護 5 の合計				14, 271 人			

(令和8年3月現在)

居宅（介護予防）サービス	要支援 1		要支援 2		小 計		経過的要介護
	736 人		834 人		1,570 人		0 人
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	小計	
	2,411 人	2,361 人	1,428 人	1,026 人	609 人	7,835 人	
要支援 1～要介護 5 の合計					9,405 人		

(令和8年3月現在)

地域密着型（介護予防）サービス	要支援 1		要支援 2		小 計		経過的要介護
	12 人		16 人		28 人		0 人
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	小計	
	789 人	687 人	408 人	251 人	137 人	2, 272 人	
要支援 1～要介護 5 の合計			2, 300 人				

(令和8年3月現在)

施設サービス	要支援 1		要支援 2		小 計		
	0 人		0 人		0 人		
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
	56 人	122 人	503 人	618 人	365 人	1,664 人	
要支援 1～要介護 5 の合計				1,664 人			

居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの受給者数 13,369 人

(2) 給付実績件数

(令和7年5月～令和8年4月審査分)

サービス名	件数 (月平均)	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問通所サービス計	7,957	1,902	2,537	0	23,294	26,849	17,263	13,402	10,238
訪問介護	2,455	0	0		6,846	8,268	5,649	4,774	3,923
訪問入浴介護	197	0	1		59	166	306	604	1,232
訪問看護	2,006	847	1,308		4,950	6,287	4,117	3,633	2,925
訪問リハビリテーション	344	135	318		935	1,239	637	580	283
通所介護	2,230	0	0		8,412	8,424	5,252	3,100	1,576
通所リハビリテーション	725	920	910		2,092	2,465	1,302	711	299
福祉用具貸与	6,348	6,201	8,204		14,067	20,514	12,132	9,213	5,840
短期入所 サービス計	745	43	92	0	1,229	2,031	2,743	1,883	918
短期入所生活介護	718	34	92		1,191	1,964	2,669	1,793	870
短期入所療養介護	27	9	0		38	67	74	90	48
その他のサービス計	14,921	10,472	10,792		40,507	42,583	30,355	25,974	18,372
居宅療養管理指導	6,021	2,174	1,124		12,971	15,457	14,581	14,546	11,402
特定施設入居者生活介護	705	643	175		2,074	1,693	1,350	1,613	912
居宅介護支援	6,653	0	0		25,037	25,061	14,144	9,616	5,974
介護予防支援	1,391	7,419	9,274		0	0	0	0	0
特定福祉用具販売 購入費支給	84	84	99		230	222	192	123	60
住宅改修費支給	67	152	120		195	150	88	76	24
地域密着型 サービス計	2,504	168	177		10,300	9,063	5,326	3,250	1,767
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	28	0	0		70	54	43	90	73
夜間対応型 訪問介護	1	0	0		2	0	1	2	1
地域密着型 通所介護	1,725	0	0		8,303	7,191	3,011	1,441	753
認知症対応型 通所介護	36	0	0		86	125	72	65	84
小規模多機能型 居宅介護	215	168	177		767	583	491	294	96
認知症対応型 共同生活介護	336	0	0		874	801	1,174	725	456
地域密着型特定施設 入居者生活介護	46	0	0		17	127	118	150	139
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	42	0	0		0	0	177	251	70
複合型サービス（看護 小規模多機能型居宅介護）	77	0	0		181	182	239	232	95
施設サービス計	1,677	0	0		689	1,469	6,268	7,454	4,245
介護老人福祉施設	1,148	0	0		140	489	4,481	5,594	3,071
介護老人保健施設	514	0	0		549	968	1,773	1,803	1,080
介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	0	0
介護医療院	15	0	0		0	12	14	57	94

※ 月平均は小数点以下を四捨五入しているため、各サービスの合計と各計が一致しない場合がある。

(3) 介護給付費の内訳

(単位 円)

保険給付等	介護予防サービス支出額	介護給付サービス支出額	合計支出額
居宅サービス等費	238,571,441	8,578,253,545	8,816,824,986
福祉用具購入費	5,434,407	27,148,380	32,582,787
住宅改修費	25,204,312	44,277,771	69,482,083
サービス計画費	82,078,751	1,275,099,467	1,357,178,218
地域密着型サービス費	24,065,147	3,477,265,512	3,501,330,659
施設サービス費	0	7,522,365,690	7,522,365,690
審査支払手数料		18,328,365	18,328,365
高額介護サービス等費		668,706,569	668,706,569
特定入所者介護サービス費	125,367	333,061,337	333,186,704
計			22,319,986,061

※ 審査支払手数料、高額介護サービス等費は介護予防・介護給付別の集計なし

5 地域支援事業

平成 18 年 4 月から予防重視型システムの転換などを目的として介護保険制度の改正が施行された。平成 27 年度には、介護予防給付のうち訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行されるなどの改正が行われ、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業を柱とした地域支援事業を実施した。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険制度の改正により、要支援認定者及び基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業の利用が望ましいことが判定された者（以下「事業対象者」という。）を対象に、従前においては介護予防訪問介護・介護予防通所介護として提供していたサービスを地域支援事業に位置付けて実施した。従前と同等の指定事業者によるサービスに加え、ボランティア等による多様なサービスを展開した。

ア 事業対象者数

新規申請者数	総申請者数
42	257

イ サービス事業費の内訳

(単位 円)

サービス名	内容	支出額
従前の訪問介護相当/訪問型サービス A (指定型)	指定事業者による従前の介護予防訪問介護と同等のサービス/基準を緩和したサービス	87,129,025
訪問型サービス A (委託型)	身体介護を伴わない生活援助	2,487,500
訪問型サービス B	ボランティア団体による生活援助	582,700
訪問型サービス C	専門職による短期集中的な訪問支援	0
従前の通所介護相当/通所型サービス A	指定事業者による従前の介護予防通所介護と同等のサービス/基準を緩和したサービス	323,808,607
通所型サービス C	短期集中的な介護予防教室	2,388,800
介護予防ケアマネジメント	ケアプランの作成等	51,116,878
高額介護(予防)サービス費相当事業費	利用者負担額が定められた限度額を超えた場合は支給	526,378
計		468,039,888

(2) 一般介護予防事業

要介護認定に関わらず、原則、65 歳以上の高齢者を対象として、個人の状況に合わせた介護予防を図るための事業を行う。

ア 健康教室

医師や歯科医師など専門家から体のことや口の健康についてなど、健康管理に役立つ話を聞くことで、介護予防について知識の普及啓発を行った。

イ 通いの場 (サロン)

平成 28 年度より高齢者が気軽に通える健康チャレンジに取り組む場として支援している。

ウ ひらつか元気応援ポイント事業

事業への参加を希望される 65 歳以上の方に手帳を交付し、指定された介護保険施設や子どもの施設等で活動を行い、活動の実績により手帳に押されたスタンプ数に応じて、介護保険料の未納のない方に交付金などを交付する。

事業名	開催回数	受講者人数 (延べ数)
健康教室 (市直営)	2 回	62 人
通いの場 (サロン)		
実施団体数 174 団体	18,309 回 (延べ回数)	186,659 人 (延べ人数)
(町内福祉村 18 団体)	(町内福祉村 8,183 回)	(町内福祉村 81,422 人)
(町内福祉村以外 156 団体)	(町内福祉村以外 10,126 回)	(町内福祉村以外 105,237 人)

	事業費	委託事業者	受入施設	会員数
ひらつか元気応援ポイント事業	369,083 円 (交付金交付額)	1 法人	84 箇所	224 人

(3) 包括的支援事業

平成 18 年 4 月に在宅介護支援センターに代わる地域の高齢者の総合相談窓口として、

地域包括支援センターを社会福祉法人等に委託をして8箇所設置した。平成28年度から29年度にかけて5か所増設し、計13箇所に設置している。また、基幹型地域包括支援センターを令和6年10月に設置し、地域包括支援センターの後方支援と機能強化を行っている。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員の専門職を配置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防支援等を行っている。

また、平成29年10月には地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から在宅医療・介護に関する相談を受けたり、多職種連携を図る研修を実施したりする「平塚市在宅医療・介護連携支援センター」を平塚市社会福祉協議会に委託して開設した。

認知症支援施策としては、認知症本人の情報発信支援を行うとともに市民への認知症に対する理解と予防策の普及啓発に努めた。また、認知症の早期発見・早期対応に向けて認知症地域支援推進員や「認知症初期集中支援チーム」の活用やタブレット端末を利用した簡易認知機能検査を実施するなど支援体制の充実を図った。また、診断後初期支援の取り組みである「認知症の人とその家族への一体的支援プログラム」を推進するため、実施団体への補助事業を行った。

	事業費	相談等取扱件数
平塚市地域包括支援センター（13箇所）	321,426,000円	31,367件

(4) 任意事業

地域の実情に応じた事業の取り組みを目的としており、家族介護支援事業等必要な支援を行う。

ア 家族介護教室事業等

事業名	事業費	委託事業者	延べ数
家族介護教室事業（集団）	300,000円	2法人	36人
家族介護用品支給事業	2,572,807円	1社	343人
成年後見利用支援事業（市長申立）	256,789円	—	10件
成年後見利用支援事業（報酬助成）	5,117,000円	—	30件

イ 介護相談員派遣事業等

事業名	事業費	事業内容
介護相談員派遣事業	1,458,000円	29施設、486回
介護保険任意事業		
ひらつか地域介護システム会議運営委託	1,930,500円	部会、事業別連絡会

6 事業者一覧

平成 18 年 4 月の制度改正により介護予防サービスが創設された。指定介護予防サービス事業者は、生活機能の維持・改善に向けたサービス提供を行っている。

(1) 介護給付サービス事業所（要介護 1 ～要介護 5 の利用者を対象）令和 8 年 3 月 1 日現在

	指定事業所数		指定事業所数
居宅介護支援	73	認知症対応型共同生活介護	20
訪問介護	65	認知症対応型通所介護	2
訪問入浴介護	4	小規模多機能型居宅介護	10
訪問看護	85	地域密着型特定施設入居者生活介護	2
訪問リハビリテーション	22	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3
居宅療養管理指導	356	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
通所介護	39	夜間対応型訪問介護	0
通所リハビリテーション	9	看護小規模多機能型居宅介護	4
福祉用具貸与	20	地域密着型通所介護	56
特定福祉用具販売	20	介護老人福祉施設	14
短期入所生活介護	20	介護老人保健施設	6
短期入所療養介護	6	介護療養型医療施設	0
特定施設入居者生活介護	20	計	858

(2) 介護予防サービス事業所（要支援 1、要支援 2 の利用者を対象）

	指定事業所数		指定事業所数
介護予防支援	16	介護予防特定福祉用具販売	20
介護予防訪問入浴介護	4	介護予防短期入所生活介護	17
介護予防訪問看護	80	介護予防短期入所療養介護	6
介護予防訪問リハビリテーション	22	介護予防特定施設入居者生活介護	19
介護予防居宅療養管理指導	338	介護予防認知症対応型共同生活介護	20
介護予防通所リハビリテーション	9	介護予防認知症対応型通所介護	1
介護予防福祉用具貸与	19	介護予防小規模多機能型居宅介護	10
		計	581

7 平塚市介護保険運営協議会

介護保険に関する施策を総合的かつ計画的に遂行するため、平成 12 年 9 月 8 日に平塚市介護保険運営協議会を設置した。平成 18 年 4 月の制度改正により、地域密着型サービスの指定、指導・監督権限を市が有することとなった。介護保険事業計画の整備目標に基づく指定にあたっては、介護保険運営協議会の意見を徴している。

協議会は被保険者代表、事業者代表、公益代表、学識経験者の 4 部門から選出された 13 人で構成されており、介護保険事業計画の策定及び変更、進捗状況の評価等を行うことを目的とし、令和 7 年度は 3 回開催された。

8 平塚市地域包括支援センター運営協議会

平塚市地域包括支援センターの設置・運営に当たって、その公正・中立性を図るために、平成 18 年 8 月に平塚市地域包括支援センター運営協議会を設置している。

委員は 1 号被保険者代表、2 号被保険者代表、公益代表、学識経験者の 4 部門から選出された 11 人で構成されており、令和 7 年度は 2 回開催された。

9 平塚市在宅医療介護連携推進協議会

在宅医療・介護連携の課題の抽出及びその対応策の検討や切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制の構築、推進のため、平成 29 年 4 月より平塚市在宅医療介護連携推進協議会を設置している。

委員は医療関係者の代表、介護事業所の代表、学識経験者等から選出された 15 人で構成されており、令和 7 年度は 3 回開催された。